

高知県おもてなしイメージデザイン「まち・ゆうき君」着ぐるみ貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県がおもてなし気運の醸成及び高知県観光の振興のために所有する高知県おもてなしイメージデザイン「まち・ゆうき君」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用に関し、必要な事項について定める。

(貸付事業および対象者)

第2条 着ぐるみの貸付は、高知県の事業に支障のない場合に限り行う。

2 貸付の対象とする事業は、次の各号に掲げる事業とし、当該事業で使用する場合に貸し付ける。

(1) 高知県観光のPR及び県民のおもてなしの気運の醸成に関する事業。

(2) 前号以外の県および市町村等が行う各種イベント、行事など、着ぐるみが広く見学者の目に触れることにより、県民のおもてなし気運の醸成及び高知県観光のPR効果が期待できる事業。

3 貸付の対象者は、各種団体・企業とし、原則として個人への貸付は行わない。

4 貸付対象とする団体は、法人格の有無、公的機関・民間団体等その性格は問わないが、前条に定める貸付対象事業を確実に実行できる規模、体制を有する団体とする。

(貸付承認の制限)

第3条 高知県知事（以下「知事」という。）は、次のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用を承認しないものとする。

(1) 使用目的および使用方法が高知県おもてなしイメージデザイン「まち・ゆうき君」着ぐるみ貸付要綱の趣旨に反すると認められるとき。

(2) 法令、公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。

(3) 高知県の信用やイメージを損なう恐れがあるとき。

(4) 特定の政治、思想、宗教および営利団体を支援、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがあるとき。

(5) その他着ぐるみの使用が適当でないと認められるとき。

(貸付申請等)

第4条 貸付を希望するものは、原則として貸付希望日の1カ月前までに、知事に着ぐるみ貸付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

(貸付承認)

第5条 知事は、受け付けた申請書の記載内容を審査し、原則として貸付希望日の2週間前までに貸付の適否を決定する。

2 前項の決定は、貸付申請を承認する場合は着ぐるみ貸付承認書（様式第2号）により、また、貸付申請を却下する場合は着ぐるみ貸付不承認書（様式第3号）により申請者に通知する。

3 貸付希望日が複数の申請者で競合する場合は、使用目的や見込まれる効果等を勘案して、高知県において貸付先を決定する。

(使用者の義務)

第6条 知事から貸付承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、着ぐるみを使用するにあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は申請書記載の使用目的以外に着ぐるみを使用してはならない。
- (2) 使用者は、別に高知県が示す着ぐるみ等の着用方法、取り扱い等使用上の注意事項を遵守して使用し、使用後は使用者の負担でクリーニング等所定のメンテナンスを行ったうえで、速やかに高知県に返還しなければならない。
- (3) 使用者は、貸付期間内に着ぐるみに破損を生じた場合は、その旨を速やかに高知県に報告するとともに、原則として使用者の責任において修理しなければならない。ただし、使用者の修理によりがたいと高知県において判断した場合には、高知県で修理を行い、その費用を使用者に負担させる。
- (4) 使用者は、着ぐるみの使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、高知県に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。
- (5) その他知事が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用しなければならない。

(貸付承認の変更)

第7条 承認後に申請書の内容に変更が生じた場合は、着ぐるみ貸付変更申請書(様式第4号)に貸付承認書の写し(変更があった場合は変更後のもの)を添えて知事に提出し、改めて貸付の承認を受けなければならない。

(貸付承認の取消)

第8条 使用者は、使用期限までに着ぐるみを使用する必要がなくなったときは、着ぐるみ貸付承認取消書(様式第5号)に貸付承認書の写し(変更があった場合は変更後のもの)を添えて知事に提出しなければならない。

(貸付承認の取消事由)

第9条 知事は、第5条の承認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱または貸付条件に違反したとき。
- (2) 申請内容と異なるとき。
- (3) 第3条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 知事は、使用者が前項の規定により貸付の承認を取り消され、これによって使用者が損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第10条 知事は、貸付を承認した着ぐるみの使用状況について、調査をすることができる。使用者は知事から要請を受けた場合は、着ぐるみの使用実態を報告しなければならない。

(貸付料)

第 11 条 着ぐるみの貸付料は、無料とする。

(権利譲渡の禁止)

第 12 条 使用者は、第 5 条の許可の権利を譲渡、もしくは転貸することは出来ない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。